

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2021年8月6日

【四半期会計期間】 第71期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 日邦産業株式会社

【英訳名】 NIPPO LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩佐 恭知

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号

【電話番号】 052(218)3161 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレート本部長 三上 仙智

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号

【電話番号】 052(218)3161 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレート本部長 三上 仙智

【縦覧に供する場所】 日邦産業株式会社 東京支店
(東京都千代田区岩本町三丁目1番2号)

日邦産業株式会社 関西支店
(大阪府吹田市江坂町一丁目23番28-801号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第1四半期 連結累計期間	第71期 第1四半期 連結累計期間	第70期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (百万円)	9,828	8,801	39,985
経常利益 (百万円)	40	411	505
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	28	286	12
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	666	819	725
純資産額 (百万円)	9,055	9,724	8,996
総資産額 (百万円)	26,275	25,214	24,705
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	3.08	31.50	1.37
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	34.5	38.6	36.4

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 3 前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、条件付発行可能潜在株式として取り扱われる新株予約権であり、所定の条件を満たしておらず希薄化効果を有していないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。この結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は、前第1四半期連結累計期間と比較して大きく減少しており、以下の経営成績に関する説明の売上高については、増減額及び前年同期比（％）を記載せずに説明しております。

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

（1）財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く事業環境は、合成樹脂の原材料不足、半導体の供給不足及び新型コロナウイルス感染症の拡大による生産活動の減産影響を懸念していたところ、幸いにもその影響は限定的なものであります。

このような状況のもと、当社グループは、協力メーカーと顧客との需給調整に努めるとともに、持続的な競争優位を創出するために設定した「中期経営計画2022」の基本テーマ（「差別化技術とコスト競争力を磨く」「新たなビジネスモデルの構築に挑戦する」）に取り組んできました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は8,801百万円（前年同期は9,828百万円）、営業利益は392百万円（前年同期比694.7%増）、経常利益は411百万円（前年同期比913.0%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は286百万円（前年同期比922.5%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は2,569百万円減少しております。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しており、当第1四半期連結累計期間の比較・分析は、変更後のセグメント区分に基づいております。

・エレクトロニクス

電子部品及び住宅設備の関連メーカーに対して、専門商社として、またファブレスメーカーとして、高機能材料、加工部品、治工具及び機器等を国内外で販売しております。

当セグメントの業績は、汎用配線板材料とベトナム工場のドライフィルムの受注は減少したものの、スマートフォン向けの電子部品関連の部材とアセアン向けの半導体材料の受注が堅調に推移しました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は4,031百万円（前年同期は4,659百万円）、セグメント利益は331百万円（前年同期比2.5%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1,030百万円減少しております。

・モビリティ

自動車メーカー及び自動車部品メーカーに対して、電子制御関連部品を核とした樹脂成形品及び同組立品を国内外で製造・販売しております。

当セグメントの業績は、回復した顧客の生産計画に支えられる中、メキシコ製造事業の撤退による業績改善も相まって好調に推移しました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は3,391百万円（前年同期は3,797百万円）、セグメント利益は307百万円（前年同期比658.9%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1,349百万円減少しております。

・医療・精密機器

オフィスオートメーション、デジタルイメージング、医療機器等の関連メーカーに対して、樹脂成形品の製造及び販売を国内外で展開しております。

当セグメントの業績は、新型コロナウイルス感染症の拡大により主要顧客の生産が停止した影響を受け、ベトナム工場のプリンター関連部品の受注が大きく減少したものの、タイ（コラート）工場とフィリピン工場のプリンター関連部品とタイ（コラート）工場の医療機器部品の受注が堅調に推移しました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は1,405百万円（前年同期は1,407百万円）、セグメント損失は12百万円（前年同期は50百万円のセグメント損失）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は190百万円減少しております。

・その他

報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイの国際地域統括本部におけるマネジメント業務等で構成しております。なお、当第1四半期連結会計期間より、沖縄工場の研磨用キャリア事業をエレクトロニクスの報告セグメントに変更しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間における当セグメントの売上高は47百万円（前年同期は49百万円）、セグメント利益は21百万円（前年同期比22.6%増）となりました。

（資産）

流動資産は、前連結会計年度末に比べて1,162百万円増加し14,889百万円となりました。これは受取手形及び売掛金が254百万円減少したものの、現金及び預金が837百万円、原材料及び貯蔵品が230百万円増加したことが主な要因となっております。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて653百万円減少し10,324百万円となりました。これは建物及び構築物（純額）が700百万円減少したことなどが主な要因となっております。

この結果、総資産は前連結会計年度末に比べて509百万円増加し25,214百万円となりました。

（負債）

流動負債は、前連結会計年度末に比べて234百万円減少し12,315百万円となりました。これは支払手形及び買掛金が97百万円増加したものの、その他流動負債が113百万円、短期借入金が102百万円、1年内返済予定の長期借入金が78百万円減少したことなどが主な要因となっております。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて15百万円増加し3,174百万円となりました。これはリース債務が49百万円、長期借入金が44百万円減少したものの、繰延税金負債が64百万円、その他固定負債が25百万円、退職給付に係る負債が10百万円増加したことなどが主な要因となっております。

この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べて219百万円減少し15,489百万円となりました。

（純資産）

純資産は、前連結会計年度末に比べて728百万円増加し9,724百万円となりました。これは為替換算調整勘定が503百万円、利益剰余金が195百万円増加したことなどが主な要因となっております。

（2）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

（3）研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は0百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,127,338	9,127,338	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード) 名古屋証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株 あります。
計	9,127,338	9,127,338		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

事前警告型ライツプランの発動に伴う新株予約権の発行

当社は、2020年6月24日開催の当社の第69期定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本対応策」といいます。）が、第70期定時株主総会終結の時まで継続することにつきご承認をいただいておりますところ、2021年3月8日及び同月27日開催の当社取締役会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、本対応策の発動として第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議し、同年4月24日付にて本新株予約権の無償割当ての効力が発生いたしました。なお、当社は、本新株予約権の全部を2021年7月14日付の取締役会決議により、2021年7月30日を取得日として無償で取得しております。

本新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	2021年3月8日及び同月27日（2021年3月27日の決議は、本新株予約権の基準日及び割当ての効力発生日を変更するものです。）
付与対象者	2021年4月23日現在の株主名簿に記載又は記録された株主
新株予約権の数	2021年4月23日における当社の最終の発行済み株式の総数（但し、当社が有する当社株式の数を控除する。）

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	(1) 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とする。 (2) 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、1 株とする。 (3) 基準日以後、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、割当株式数は、以下の算式に従い調整されるものとする。但し、当該調整は、本新株予約権のうち、当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。 調整後の割当株式数 = 調整前の割当株式数 × 株式の分割又は併合の割合 その他、目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、1 円とする。
新株予約権の行使期間	2021年 8 月 1 日から2022年 3 月31日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
取得条項に関する事項	(注) 2
信託の設定の状況	

新株予約権の無償割当ての効力発生時（2021年 4 月24日）における内容を記載しております。なお、上記のとおり、当社は、本新株予約権の全部を2021年 7 月14日付の取締役会決議により、2021年 7 月30日を取得日として無償で取得しております。

(注) 1 本新株予約権の行使の条件

(1) 以下の「ないし」に該当する者（以下「例外事由該当者」という。）は、本新株予約権を行使することができないものとする。

フリージア・マクロス株式会社（以下「買付者」という。）

佐々木ベジ氏、奥山一寸法師氏、フリージアホールディングス株式会社、フリージアキャピタル株式会社、フリージアハウス株式会社、フリージアトレーディング株式会社、光栄工業株式会社、株式会社ユタカフードパック、株式会社ケーシー、株式会社ピコイ、フリージア・オート技研株式会社、秋田電子株式会社、フリージア・アロケートコンサルティング株式会社、石油鑿井機製作株式会社、株式会社セキサク、技研ホールディングス株式会社、ソレキア株式会社、株式会社協和コンサルタンツ、株式会社ラピーヌ、ダイトーエムイー株式会社、Daito Me Holdings Co., Ltd、尚茂電子材料股份有限公司、三田証券株式会社その他買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第 5 項に規定する「共同保有者」をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）及び特別関係者（金融商品取引法第27条の 2 第 7 項に規定する「特別関係者」をいう。）

当社取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(a) 上記 から本 までに該当する者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者

(b) 上記 から本 までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者

上記各号のほか、上記 から本 までに該当する者の「関係者」。なお、「関係者」とは、上記 から本 までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判断においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。

- (2) 本新株予約権者は、当社に対し、上記(1)の例外事由該当者に該当しないこと(第三者のために行使する場合には当該第三者が上記(1)の例外事由該当者に該当しないことを含む。)についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合、その他例外事由該当者に該当しないと当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。
- (4) 上記(3)の条件の充足の確認は、上記(2)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとする。
- (5) 各本新株予約権の一部行使は、できないものとする。

2 本新株予約権の取得条項に関する事項

- (1) 当社は、2021年4月1日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、全ての、当該取得日時時点で未行使であり、上記1の(1)及び(2)の規定に従い行使可能な本新株予約権(下記(2)において「行使適格本新株予約権」という。)につき、取得に係る本新株予約権の数に、当該取得日時点における割当株式数を乗じた数の当社普通株式を対価として、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権を取得することができる。
- (2) 当社は、2021年7月31日までの間はいつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3) 上記(1)に基づく本新株予約権の取得に関する条件充足に関しては、上記1の(2)に定める手続に準じた手続により確認するものとする。

3 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記行使期間中に下記5記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第17項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、下記5記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生する。

4 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

5 行使請求受付場所

当社経営企画部

6 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

7 その他

上記に定めるもののほか、本新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日		9,127,338		3,137		1,019

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,103,600	91,036	
単元未満株式	普通株式 4,638		
発行済株式総数	9,127,338		
総株主の議決権		91,036	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が5,500株(議決権55個)が含まれております。

2 単元未満株式数には当社所有の自己株式63株が含まれております。

3 単元株式数は100株であります。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日邦産業株式会社	愛知県名古屋市中区錦 一丁目10番1号	19,100		19,100	0.21
計		19,100		19,100	0.21

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,940	3,777
受取手形及び売掛金	6,401	6,147
電子記録債権	1,408	1,481
商品及び製品	1,470	1,466
仕掛品	306	287
原材料及び貯蔵品	683	914
未収入金	362	490
その他	157	329
貸倒引当金	4	4
流動資産合計	13,727	14,889
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	8,997	8,351
減価償却累計額	4,817	4,872
建物及び構築物（純額）	4,179	3,478
機械装置及び運搬具	9,226	9,515
減価償却累計額	7,400	7,735
機械装置及び運搬具（純額）	1,826	1,780
工具、器具及び備品	1,024	1,062
減価償却累計額	810	843
工具、器具及び備品（純額）	213	219
土地	1,701	1,647
建設仮勘定	318	373
有形固定資産合計	8,239	7,499
無形固定資産		
その他	121	115
無形固定資産合計	121	115
投資その他の資産		
投資有価証券	1,328	1,396
退職給付に係る資産	11	11
繰延税金資産	128	135
その他	1,161	1,178
貸倒引当金	12	12
投資その他の資産合計	2,616	2,709
固定資産合計	10,977	10,324
資産合計	24,705	25,214

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,596	7,693
短期借入金	2,258	2,156
1年内返済予定の長期借入金	360	282
リース債務	316	300
未払法人税等	85	108
賞与引当金	282	236
その他	1,650	1,536
流動負債合計	12,549	12,315
固定負債		
長期借入金	515	471
リース債務	250	200
繰延税金負債	93	158
再評価に係る繰延税金負債	2	2
退職給付に係る負債	1,579	1,590
資産除去債務	152	161
その他	564	589
固定負債合計	3,159	3,174
負債合計	15,708	15,489
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,137	3,137
資本剰余金	612	612
利益剰余金	4,986	5,182
自己株式	12	12
株主資本合計	8,724	8,920
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	62	55
土地再評価差額金	5	5
為替換算調整勘定	267	770
退職給付に係る調整累計額	64	28
その他の包括利益累計額合計	270	803
非支配株主持分	1	1
純資産合計	8,996	9,724
負債純資産合計	24,705	25,214

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
売上高	9,828	8,801
売上原価	8,591	7,273
売上総利益	1,237	1,528
販売費及び一般管理費	1,188	1,135
営業利益	49	392
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	0	0
為替差益	-	35
スクラップ売却益	9	8
受取補償金	33	-
その他	7	20
営業外収益合計	54	67
営業外費用		
支払利息	41	25
電子記録債権売却損	2	4
為替差損	4	-
その他	14	19
営業外費用合計	63	49
経常利益	40	411
特別利益		
固定資産売却益	5	3
投資有価証券売却益	-	4
特別利益合計	5	7
特別損失		
固定資産処分損	0	2
特別損失合計	0	2
税金等調整前四半期純利益	44	416
法人税、住民税及び事業税	36	64
法人税等調整額	19	64
法人税等合計	16	129
四半期純利益	28	286
非支配株主に帰属する四半期純利益	0	0
親会社株主に帰属する四半期純利益	28	286

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益	28	286
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	15	6
為替換算調整勘定	720	503
退職給付に係る調整額	9	35
その他の包括利益合計	695	532
四半期包括利益	666	819
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	666	819
非支配株主に係る四半期包括利益	0	0

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が購買代行及び代理人に該当する取引について、当第1四半期連結会計期間より顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。有償支給取引については、買い戻す義務を負っている場合(実質的に買い戻す義務を負っていると判断される場合を含む)、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。輸出取引については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高及び売上原価はそれぞれ2,569百万円減少しております。なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

当社は、機動的かつ安定的な資金調達枠を確保するため取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
貸出コミットメントの総額	2,250百万円	2,250百万円
借入実行残高	1,893百万円	1,791百万円
差引額	356百万円	458百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	341百万円	302百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	91	10.00	2020年3月31日	2020年6月25日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	91	10.00	2021年3月31日	2021年6月25日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	エレクトロ ニクス	モビリティ	医療・ 精密機器	計				
売上高								
外部顧客への売上高	4,645	3,781	1,402	9,828	-	9,828	-	9,828
セグメント間の内部 売上高又は振替高	14	16	4	35	49	85	85	-
計	4,659	3,797	1,407	9,864	49	9,913	85	9,828
セグメント利益又は セグメント損失()	323	40	50	313	17	330	281	49

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイの国際地域統括本部におけるマネジメント業務等で構成しております。
- 2 セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 281百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 270百万円等が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 3 セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	エレクトロ ニクス	モビリティ	医療・ 精密機器	計				
売上高								
商品売上高	3,553	1,162	348	5,064	-	5,064	-	5,064
製品売上高	463	2,218	1,056	3,737	-	3,737	-	3,737
顧客との契約から 生じる収益	4,016	3,380	1,404	8,801	-	8,801	-	8,801
外部顧客への売上高	4,016	3,380	1,404	8,801	-	8,801	-	8,801
セグメント間の内部 売上高又は振替高	15	10	0	26	47	74	74	-
計	4,031	3,391	1,405	8,828	47	8,876	74	8,801
セグメント利益又は セグメント損失()	331	307	12	626	21	647	255	392

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイの国際地域統括本部におけるマネジメント業務等で構成しております。
- 2 セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 255百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 245百万円等が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 3 セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に變更しております。当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の売上高は、「エレクトロニクス」で1,030百万円、「モビリティ」で1,349百万円、「医療・精密機器」で190百万円それぞれ減少しております。

なお、従来「その他」に集計しておりました日邦メタルテック株式会社のウエハ研磨用キャリア事業を中期経営計画2022の戦略シナリオに沿って、エレクトロニクス事業に組み込んでいくために、報告セグメントを「エレクトロニクス」に変更いたしました。前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益	3円08銭	31円50銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益	28百万円	286百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円	-百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益	28百万円	286百万円
普通株式の期中平均株式数	9,108千株	9,108千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	2021年3月8日及び同月27日開催の取締役会決議による第2回新株予約権(新株予約権の総数9,108,175個、目的となる株式数9,108,175株)

(注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、条件付発行可能潜在株式として取り扱われる新株予約権であり、所定の条件を満たしておらず希薄化効果を有していないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

2021年4月24日付で無償割当ての効力が発生した第2回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)について、本新株予約権の全部を2021年7月14日付の取締役会決議により、2021年7月30日を取得日として無償で取得しております。

なお、本新株予約権の詳細については「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 その他の新株予約権等の状況」をご参照ください。

2 【その他】

訴訟

当社が当事者となっている係争中の訴訟があるものの、当該訴訟が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすことはないと考えております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月6日

日邦産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 国良 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲垣 吉登 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日邦産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日邦産業株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項(会計方針の変更)に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。